

事務連絡
平成28年5月6日

現職教員の新たな免許状取得を促進する
講習等開発事業担当者様

文部科学省初等中等教育局教職員課

現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業について

標記の委託事業について、契約書を送付しますので、御査収いただきますようお願いいたします。については、別添の留意事項に十分留意して、本委託事業の趣旨に従い、適切な委託費の執行に務めていただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
教職員課認定係
TEL:03-5253-4111(内線3571)
FAX:03-6734-3742
E-mail:menkyo@mext.go.jp

別添

留意事項

① 会計処理関係

(帳簿)

契約書第28条に規定する「帳簿」の様式は、「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業要領」(以下「事業要領」という。)の様式第3としてください。ただし、様式第3に掲げられた事項が不足なく記載されている場合は、貴団体において会計関係書類として定められ又は使用しているものでも差し支えありません。

(支出を証する書類)

○設備備品費・取得にあたって競争するなど経済性の確保につとめたことが分かる書類。+支払い関係の書類(見積書、発注書、契約書(請書)、納品書、検収書、請求書、領収書等)及び会計伝票又はこれらに類する書類。

○人件費・・・傭上決議書、出勤簿、作業日報、出席表、給与支払明細書、領収書等及び会計伝票又はこれらに類する書類。

○事業活動費

・旅費・・・出張依頼(命令)書、領収書等及び会計伝票又はこれらに類する書類。

・諸謝金・・・出勤簿、活動報告書、出席表、支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類。

・借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費及び再委託費は、支払関係の書類(見積書、発注書、契約書(請書)、納品書、検収書、請求書、領収書等)及び会計伝票又はこれらに類する書類。

以上の支出証拠書類は、委託事業完了後5年間保管すること。

また、実施計画書に記載されている経費以外の支出、又は流用をする場合は、その額の如何に問わらず、事前に連絡し確認すること。

② 事業計画及び委託契約の変更

- ・事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、実施要領の様式第5の「事業計画変更承認申請書」を提出すること。
- ・その他契約の変更が必要と認められる場合は、実施要領の様式第6の「委託

「契約変更承認申請書」を提出すること。

- ・委託事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして、実施要領の様式第7の「委託事業中止（廃止）承認申請書」を提出すること。

③ 委託事業完了報告

- ・委託事業が完了したときは、実施要領に定める様式第8「委託事業完了報告書」及び様式第9の「委託事業成果報告書」を、委託事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに提出すること。
また、提出にあたっては、支出を証する書類を添付すること。
なお、提出がない場合は、委託費の支出に支障が出るので、十分留意すること。

④ 委託費の支払

- ・契約書第14条第2項に定める支払の請求は、実施要領の様式第11「精算払請求書」によるものとし、委託費の額の確定通知を受けた後に、速やかに請求すること。

⑤ 代表者変更等の届出

- ・代表者氏名又は住所の変更が生じた場合は、実施要領の様式第16「変更届」を速やかに提出すること。

⑥ 途中経過の報告

- ・事業の途中経過の報告を求める場合があるので、その際は速やかに対応すること。

⑦ その他

- ・実施計画書に記載されている連絡・契約担当者が人事異動等により変更となった場合は、速やかに連絡すること。その際、日中連絡が取れる連絡先を報告すること。
- ・額の確定に際して、提出書類の不足や遅延や記載誤り等がある場合は、委託費の支出手続き等に支障が出るので、十分留意すること。

以 上

委託契約書

支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長 小松 親次郎（以下「甲」という。）と岐阜女子大学長 後藤 忠彦（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託事業の実施を委託するものとする。

- (1) 委託事業名 現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業
- (2) 委託事業の内容及び経費 別添事業実施計画書のとおり。ただし、第8条によつた事業計画変更承認後は、変更後の事業実施計画書のとおりとする。
- (3) 委託期間 委託を受けた日から平成29年3月31日（当該年度末日まで）とする。

（委託事業の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業要項、現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業要領（以下「要項等」という。）及び別添の事業実施計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、1,962,752円（うち消費税額及び地方消費税額145,389円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を別添事業実施計画書に記載された経費区分に従つて使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

（第三者損害賠償）

第6条 乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、この委託事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」とする。）してはならない。

2 乙は、この委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された事業実施計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があつたものとする。

- 4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 5 乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(計画の変更)

第8条 乙は、別添事業実施計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間の流用で、費目間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の承認を行うときは条件を附することができる。

(事業の廃止等)

第9条 乙は、委託事業を廃止又は中止（以下「廃止等」という。）しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の承認を行うときは、条件を附することができる。

(委託事業完了（廃止）報告)

第10条 乙は、委託事業が完了したとき又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止等の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止）報告書及び第28条に規定する支出を証する書類の写しを、完了した日若しくは廃止等の承認の日から30日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、委託事業が完了したときは、委託事業成果報告書（紙媒体10部及び電子媒体（PDF形式等））を、委託事業完了（廃止）報告書と合わせて甲に提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、事業の実施について検査するものとする。

(額の確定)

第12条 甲は、前条の規定に基づく検査終了後、委託費について審査を行い、第10条に規定する委託事業完了（廃止）報告書の内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託事業に要した実支出額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第13条 第11条及び前条の検査又は審査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払及び経理)

第14条 甲は、第12条の規定により委託費の額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

- 2 委託費の支払は、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は、請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
- 4 乙は、委託費によって生じた利子については、事業の実施経費に充てなければならない。

（不正行為等に対する措置）

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると思われる場合は、乙に対して調査を求める結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

- (1) 乙が、この契約書に記載された条件又は委託要項に違反したとき
- (2) 乙が、この契約の締結に当たり不正な申立てをしたとき
- (3) 乙が、委託事業の実施に当たり不正又は不当な行為（以下「不正等」という。）をしたとき
- (4) 乙が、委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、この契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（違約金）

第16条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

（談合等不正行為に係る違約金等）

第17条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合に当たっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45条）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 3 乙はこの契約に関して、第1項の各号の一に該当することになった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(利 息)

第18条 甲は、第15条第2項による返還金に利息を付することができるものとする。利息については、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した額とする。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らに催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除せざるようにななければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

- 第23条 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本委託契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 2 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本委託契約を解除した場合においては、第3条第1項に規定する委託費の額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求、業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)

- 第25条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあっては発信の日から、乙から甲に対するものにあっては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(代表者変更等の届出)

- 第26条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(委託事業の調査)

- 第27条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(書類の保管等)

- 第28条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を経費区分に応じて記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(著作権等)

- 第29条 乙は、委託事業の実施に伴い発生した成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）について、プログラム等の著作権を除き、委託事業の完了又は廃止等の承認の日をもって、甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第30条 乙は、甲から委託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それ

により当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 甲から預託された個人情報を第三者(再委託する場合における再委託事業者を含む。)に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託された個人情報について、本契約の委託目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲から預託された個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、損傷、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、自ら又は全再委託の相手方に対し、本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

(成果の利用等)

第31条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(資産の管理及び財産権の移転)

- 第32条 乙は、委託事業を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。
- 2 乙は、前項の場合にはその設備備品等には委託事業により取得したものである旨を標示しなければならない。
 - 3 乙は、設備備品等の財産権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても設備備品等の財産権を乙に対して指示し、甲又は甲の指定する者に移転することができる。
 - 4 乙は、取得した設備備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

- 第33条 乙は、この委託事業に関して知り得た事業上の秘密をこの契約期間にかかるわらず第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

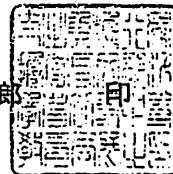
第34条 前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合には、甲と乙が協議の上解決するものとする。

上記の契約の証しとして本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成28年4月26日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎



乙 岐阜県岐阜市太郎丸80番地
岐阜女子大学長

後藤 忠

